

岐阜県森林公社「新規就業者等定着支援事業」事務取扱要領

(平成30年5月9日 森公第106号通知)

(平成31年4月1日 森公第14号通知)

(令和2年4月1日 森公第3号通知)

(令和3年4月1日 森公第26号通知)

(令和4年4月1日 森公第27号通知)

(令和4年11月11日 森公第529号通知)

(令和6年4月1日 森公第8号通知)

(令和8年4月1日 森公第7号通知)

第1 総則

公益社団法人岐阜県森林公社（以下「公社」という。）の行う「新規就業者等定着支援事業」（以下「本事業」という。）の実施については、岐阜県森林・林業対策事業補助金交付要綱（平成18年4月1日付け林第7号林政部長通知。以下「県交付要綱」という。）、岐阜県林業労働力対策実施要領（昭和46年7月5日付け林政第556号林政部長通知、以下「県要領」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 対象範囲等

本要領で定める事業の対象範囲は、県要領第2章のIの第1の3のうち、以下のものとする。

- (1) 安全講習等受講に対する支援
- (2) 新規造林保育専門会社等への自立支援金の給付
- (3) 外部講師による造林保育指導費用の支援

第3 助成対象となる事業実施主体

助成対象となる事業実施主体は、県が実施する林業労働力調査への報告実績がある林業事業体とする（当該年度調査（前年度実績）の報告があつて、現在継続して森林整備事業等を実施している林業事業体とする）。ただし、県が実施する林業労働力調査への報告実績がない場合は、誓約書（第1号様式）の提出をもって補助対象事業者とする。

また、第2の(2)及び(3)については、一人親方を補助対象としない。

なお、各メニューにおいて（第2の(1)については受講する講習ごと）、他の事業による助成金等を活用する場合は本事業の助成対象としない。

第4 事業内容等

第2の(1)から(3)までに係る事業内容等については、以下のとおりとする。

- (1) 安全講習等受講に対する支援

①事業内容

- ・労働安全衛生法及び同規則により、雇用主は、労働者にチェーンソーを用いて伐木作業を行わせる際、特別教育を受講せさせなければならない。また、伐木等機械や走行集材機械等の運転を行う場合にも特別教育等が必要である。さらに、技術を研鑽し、組織の主となって活躍する森林技術者は、各種の主任者技能講習を受講する必要がある。安全かつ効率的な作業を促進していくため、森林技術者が受講する各種講習等の受講経費について助成する。

②助成対象事業

- ・対象となる講習は、安全衛生法令に基づくもの及び厚生労働省通知によるものとする。

③助成率等

- ・助成額は、予算の範囲内で助成対象事業費の1/2以内とする。

④事業の要件等

- ・助成対象とする講習は次のとおりとする。

〔講習等の種類〕

- ・安全衛生推進者能力向上教育（初任時）
- ・造林作業指揮者等安全衛生教育
- ・刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育
- ・伐木等の業務に係る特別教育
- ・チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育
- ・伐木等機械の運転の業務に係る特別教育
- ・走行集材機械の運転の業務に係る特別教育
- ・林業架線作業主任者免許試験
- ・林業架線作業主任者能力向上教育
- ・林業集材装置の運転の業務に係る特別教育
- ・機械集材装置運転業務従事者安全衛生教育
- ・簡易架線集材装置の運転の業務に係る特別教育
- ・ショベルローダー等運転技能講習（1t 以上）
- ・ショベルローダー等の運転業務に係る特別教育（1t 未満）
- ・フォークリフト運転技能講習（1t 以上）
- ・フォークリフトの運転業務に係る特別教育（1t 未満）
- ・はい作業主任者技能講習
- ・荷役運搬機械等によるはい作業従事者に対する安全教育
- ・小型移動式クレーン運転技能講習（1t 以上 5t 未満）
- ・小型移動式クレーンの運転の業務に係る特別教育（1t 未満）
- ・クレーンの玉掛け技能講習（1t 以上 5t 未満）

- ・クレーンの玉かけ業務に係る特別教育（1t 未満）
- ・地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習
- ・車両系建設機械運転技能講習（機体 3t 以上）
- ・車両系建設機械の運転業務に係る特別教育（機体 3t 未満）
- ・不整地運搬車運転技能講習（1t 以上）
- ・不整地運搬車の運転業務に係る特別教育（1t 未満）
- ・高所作業車運転技能講習
- ・墜落制止用器具を用いて行う作業に係る業務に係る特別教育
- ・ロープ高所作業に係る業務に係る特別教育
- ・その他知事が特別に認めるもの

- ・助成金の交付にあたって、事業実施主体は、講習の内容等（内容、日程、金額がわかるもの）の写し及び講習を修了したことがわかる書類（修了証等）の写しをもって確認する。
- ・事業実施主体が指定する日付以前に、対象の森林技術者が退職等した場合は、助成金の交付はしない。

（２）新規造林保育専門会社等への自立支援金の給付

①事業内容

- ・新規に造林保育を行う林業事業体（一人親方を除く）を設立した場合、もしくは新規に造林保育を行う部門を事業体内に立ち上げた場合における経営安定化を図るための自立支援金を給付する。

②助成率等

- ・助成額は、予算の範囲内で1月あたり9万円以内とし、6ヶ月間を上限とする（月数未満の日数は切り捨て）。
- ・1事業体あたり1回限り受給できるものとする。

③事業の要件等

- ・助成対象とする事業実施主体の要件は次のとおりとする。

〔助成対象とする林業事業体の要件〕
<ul style="list-style-type: none"> ・以下のいずれかに該当する林業事業体（一人親方を除く）であること <ul style="list-style-type: none"> ①事業内容に造林・保育を含む設立して5年以内の林業事業体 ②新たに造林保育を行う部門を立ち上げて5年以内の林業事業体
〔確認方法〕
<p>①法人にあつては「登記事項証明書の写し」</p> <p>※上記「助成対象とする林業事業体の要件」の①の法人にあつては、事業目的に造林保育が含まれること及び設立して5年以内であることが確認できること。</p> <p>※上記「助成対象とする林業事業体の要件」の②の法人にあつては、事業目的に造林保育が追加されたことが確認できること及び当該事業目的の追加変更がさ</p>

れた変更日が5年以内であることが確認できること。

②法人以外にあっては所得税法第229条に基づく「個人事業の開業・廃業等届出書」及び「規約の写し」

※「個人事業の開業・廃業等届出書」は、設立して5年以内であることが確認できること。ただし、上記「助成対象とする林業事業体の要件」の①の林業事業体に限る。

※「規約の写し」は、上記「助成対象とする林業事業体の要件」の①の林業事業体にあっては事業内容に造林保育が含まれることが確認できること。また、②の事業体にあっては事業内容に造林保育が追加されたことが確認できること及び当該事業内容の追加変更がされた変更日が5年以内であることが確認できること。

(3) 外部講師による造林保育指導費用の支援

①事業内容

- ・新規に造林保育を行う林業事業体（一人親方を除く）を設立した場合、もしくは新規に造林保育を行う部門を事業体内に立ち上げた場合における人材育成のために、造林保育の指導を外部講師に依頼した場合に要する経費を支援する。

②助成率等

- ・助成額は、外部講師1人あたり、1万8千円/日または実際に支払った経費の日額相当分のいずれか低い額を上限とする。
- ・1事業体あたり40人日を上限とする。

③事業の要件等

[助成対象とする林業事業体の要件]
・以下のいずれかに該当する林業事業体（一人親方を除く）であること。 ①事業内容に造林保育を含む設立して5年以内の林業事業体 ②新たに造林保育を行う部門を立ち上げて5年以内の林業事業体
[助成対象とする外部講師の要件]
・以下のいずれかに該当する外部講師であること。 ①林業の経験年数が10年以上の者 ②造林作業指揮者等安全衛生教育を修了している者
[確認方法]
①法人にあっては「登記事項証明書の写し」 ※上記「助成対象とする林業事業体の要件」の①の法人にあっては、事業目的に造林保育が含まれること及び設立して5年以内であることが確認できること。 ※上記「助成対象とする林業事業体の要件」の②の法人にあっては、事業目的に造林保育が追加されたことが確認できること及び当該事業目的の追加変更がされ

た変更日が5年以内であることが確認できること。

②法人以外にあっては所得税法第229条に基づく「個人事業の開業・廃業等届出書」及び「規約の写し」

※「個人事業の開業・廃業等届出書」は、設立して5年以内であることが確認できること。ただし、上記「助成対象とする林業事業体の要件」の①の林業事業体に限る。

※「規約の写し」は、上記「助成対象とする林業事業体の要件」の①の林業事業体にあっては事業内容に造林保育が含まれることが確認できること。また、②の事業体にあっては事業内容に造林保育が追加されたことが確認できること及び当該事業内容の追加変更がされた変更日が5年以内であることが確認できること

③外部講師の指導に要する経費が確認できる書類の写し

④外部講師の指導日が確認できる書類の写し

⑤外部講師の造林作業指揮者等安全衛生教育の修了証の写し（該当する場合）

⑥研修状況のデジタル写真（外部講師と研修受講者が確認できること）

第5 事業要望書の提出

事業実施主体は、事業を実施しようとするときは、以下により公社まで、事業要望書を提出しなければならない。

(1) 事業要望書の提出時期

- ・公社が別途指定する日までとする。なお、公社が必要と認める場合は、これとは別に事業要望書の提出を求めることができるものとする。

(2) 事業要望書の様式

〔区分〕	〔様式〕
・安全講習等受講に対する支援	・第2号様式
・新規造林保育専門会社等への自立支援金の給付	・第3号様式
・外部講師による造林保育指導費用の支援	・第4号様式

第6 実績書の提出

事業実施主体は、事業の完了後、以下により実績書を提出する。

(1) 実績書の提出時期

実績書については、以下の期間内に公社まで提出するものとする。なお、公社が必要と認める場合は、これとは別に定めることができるものとする。

〔事業実施時期〕	〔提出期間〕
・当該年度 (4月から2月15日まで)	2月16日から2月28日まで(開始日又は締切日が公社の休業日の場合は公社の翌営業日)

※提出期間内に必着とする。

(2) 実績書の様式及び添付書類

<ul style="list-style-type: none"> 安全講習等受講に対する支援 	<ul style="list-style-type: none"> 第2号様式 	<ul style="list-style-type: none"> 講習の案内（内容、日程、金額がわかるもの）の写し 講習を修了したことがわかる書類（修了証等）の写し 口座振込依頼書（第5号様式）
<ul style="list-style-type: none"> 新規造林保育専門会社等への自立支援金の給付 	<ul style="list-style-type: none"> 第3号様式 	<ul style="list-style-type: none"> 登記事項証明書の写し（法人に限る） 個人事業の開業・廃業等届出書の写し（法人以外の場合） 規約の写し（法人以外の場合） 口座振込依頼書（第5号様式）
<ul style="list-style-type: none"> 外部講師による造林保育指導費用の支援 	<ul style="list-style-type: none"> 第4号様式 	<ul style="list-style-type: none"> 登記事項証明書の写し（法人に限る） 個人事業の開業・廃業等届出書の写し（法人以外の場合） 規約の写し（法人以外の場合） 外部講師の指導に要する経費が確認できる書類の写し 外部講師の指導日が確認できる書類の写し 外部講師の造林作業指揮者等安全衛生教育の修了証の写し（該当する場合） 研修状況のデジタル写真（外部講師と研修受講者が確認できること） 口座振込依頼書（第5号様式）

第7 確認

公社は、実績書の提出を受けたときは、第6号様式により確認を行うものとする。また、公社は確認にあたって、第7号様式により、県に対して、林業労働力調査への報告実績を確認する。

第8 額の確定

公社は、第7による確認の結果、適当と認める場合には、事業実施主体に対して、助成金の額の確定を通知するとともに、確定額を事業実施主体に支払うものとする。

附則

この事務取扱要領は、平成 30 年 5 月 9 日から施行し、平成 30 年度事業から適用する。

附則

この事務取扱要領の改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度事業から適用する。

附則

この事務取扱要領の改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度事業から適用する。

附則

この事務取扱要領の改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度事業から適用する。

附則

この事務取扱要領の改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度事業から適用する。

附則

この事務取扱要領の改正は、令和 4 年 11 月 11 日から施行し、令和 4 年度事業から適用する。

附則

この事務取扱要領の改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度事業から適用する。

附則

この事務取扱要領の改正は、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、令和 8 年度事業から適用する。